

中国税務速報

2016年2月20日

●1 増値税等に係る政府性基金相当分免除範囲の拡大に関する通達

財政部と国家税務総局は2016年1月29日に「政府性基金相当分免除範囲の拡大に関する通達」（財税「2016」12号）を公布しました。

通達は以下の内容を定めています。増値税地方税等のうち、教育費附加、地方教育費附加、水利建設基金の免除範囲は、現行の月次申告を行っている場合の月次売上高が3万元以下（四半期申告を行っている場合の四半期ごと売上高9万元以下）の課税事業者から、月次申告を行っている場合の月次売上高が10万元以下（四半期申告を行っている場合の四半期ごと売上高が30万元以下）の課税事業者に拡大します。

本通達は2016年2月1日から施行されます

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2005027/content.html>

●2 3つの個人所得税事項審査取消後の後続管理に関する公告

国家税務総局は2016年1月28日に「3つの個人所得税事項審査取消後の後続管理に関する公告」（国家税務総局公告2016年第5号）を公布しました。

1. 「科学技術成果の転化促進による個人所得税免税審査の取消」に関する後続管理
職務科学技術成果を株式、投資比率に転化した科学研究機構、高等学校または受賞者は、授賞（受賞）の翌月の15日以内に所轄税務局に届出なければなりません。また、技術成果価値評価報告、株式奨励文書その他の証明資料は奨励された機構が保存します。
2. 「ストックオプションの行使または株式の取得による割引あるいは補助収入に係る個人所得税納付困難な場合の審査取消」に関する後続管理
上場会社の高級管理職のストックオプションの行使及び株式などの有価証券の取得によって、雇用先である会社から獲得した割引または補助収入に係る個人所得税につき、もし納税者が分割で個人所得税納付を決定した場合には、その源泉徴収義務者がストックオプションを行使し、あるいは株式を実際に取得した月の翌月の15日以内に、所轄税務局に個人所得税の分割納付を届出なければなりません。また、関連証明資料は源泉徴収義務者が保存するものとします。
3. 「弁護士事務所に対する徴収方式の審査取消」に関する後続管理
一律「中華人民共和国税収徴収管理法」及び実施細則、「財政部 国家税務総局の『個人独資企業とパートナーシップに対する個人所得税徴収の規定』」に関する通達（財税「2000」91号）などの関連規定により後続管理を実施します。

本公告は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2006667/content.html>

●3 「多国間租税徴収管理協力公約」の実施に関する公告

国家税務総局は2016年1月18日に「『多国間租税徴収管理協力公約』の実施に関する公告」（国家税務総局公告2016年第4号）を公布しました。

『公約』は中国で関税、船舶トン税以外の全ての税目に適用されます。中国税務機関が現段階で『公約』の締結者との間に徴収管理協力を展開する形式は情報交換です。

以下の事項は『公約』批准書の中に定められた中国の保留内容です。

1. 上述の税目以外の税目に対し、いかなる形式の協力を提供しません。
2. その他の締結者が税金追徴に協力せず、保全措置を提供することも協力しません。
3. 文書交付などに協力しません。
4. 郵送を通じて文書を交付することを認めません。

『公約』は今の段階で香港とマカオに適用されません。
本公告は『公約』公布と同時に施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2004626/content.html>

●4 輸出還付（免）税のさらなる管理の強化に関する関連問題の公告

国家税務総局は2016年1月7日に「輸出還付（免）税のさらなる管理の強化に関する関連問題の公告」（国家税務総局公告2016年第1号）を公布しました。

公告の主要内容は以下のようです。

1. 輸出還付・免税届出の規定を改正しました。
 - (1) グループ企業が自己生産と見なされる貨物を購入することにより免税・控除・還付を申請する場合には、グループ企業の本社またはその被支配生産企業は所轄国税局に届け出た際に、「輸出還付・免税届出表」（あるいは「輸出還付・免税資格認定表」）のコピーを提出する必要がなくなりました。
 - (2) 輸出企業の提出資料をさらに簡素化させるために、外国との貿易を主たる事業内容とした企業が貨物を輸入してから再び輸出する場合には、還付・免税を申請する際に再度輸入貨物通関書を提出する必要がないと明確化しました。
2. 輸出企業あるいはその他の企業が輸出還付・免税届出を撤回しましたが、輸出に対応する仮払増値税還付がまだ完成していない場合の詳細な管理方法を明確化しました。
3. 「公告」の公布日から、本公告の改正後の「来料加工免税証明申請表」、「来料加工免税証明」、「貨物輸入代理証明申請表」と「貨物輸入代理証明」を使用します。

本公告は公布日から施行されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810760/c1992212/content.html>

●5 公共賃貸住宅の租税優遇政策に関する通達

財政部と国家税務総局は2015年12月30日に「公共賃貸住宅の租税優遇政策に関する通達」（財税「2015」139号）を公布しました。

当該通達の規定は以下のとおりです。

公共賃貸住宅の建設期間中の用地及び公共賃貸住宅建設後の敷地に対して土地使用税を免除します。公共賃貸住宅の経営管理会社は公共賃貸住宅の建設・管理に係る印紙税を免除します。公共賃貸住宅の経営管理会社が住宅を購入し、公共賃貸住宅とする場合には、契税、印紙税を免除します。公共賃貸住宅の賃借双方は賃貸契約に係る印紙税を免除します。企業、事業会社、社会团体その他組織が中古住宅を譲渡し、公共賃貸住宅とし、評価益が控除項目金額の20%相当分以下の場合には、土地増値税を免除します。企業、事業会社、社会团体その他組織が住宅を寄付し、公共賃貸住宅とし、租税法律法規の規定に合致する場合には、その公益性寄付金が事業年度にわたる利益総額の12%相当分以下の部分について、課税所得の計算上損金算入が認められます。個人が住宅を寄付し、公共賃貸住宅とし、租税法律法規の規定に合致する場合には、公益性寄付金とその課税所得額の30%相当分以下の部分について、課税所得の計算上損金算入が認められます。地方政府が定められた要件を満たす低所得の住宅保障家庭が地方政府から受領した住宅賃貸手当は、個人所得税を免除します。また、公共賃貸住宅に対しては不動産税を免除します。公共賃貸住宅経営により取得した家賃収入に対し、営業税を免除します。

本通達の施行期間は2016年1月1日から2018年12月31日までとします。

http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201602/t20160202_1662923.html